

官報

号外 昭和三十三年四月五日

○第二十六回 参議院會議録第二十三号

昭和三十三年四月五日(金曜日)午後三時五十一分開議

議事日程 第二十二号

昭和三十三年四月五日

午前十時開議

第一 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第二 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 開拓農業振興臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る三月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 西田 信一君
大蔵委員 堀見 俊二君
社会労働委員 森田 義衛君
運輸委員 田村 文吉君
建設委員 佐野 廣君
予算委員 横川 正市君
同 成瀬 輔治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員 堀見 俊二君
大蔵委員 佐野 廣君
社会労働委員 田村 文吉君
運輸委員 森田 義衛君
建設委員 西田 信一君
予算委員 會 益君
同 中田 吉雄君

同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 中田 吉雄君(中田吉雄君の補欠)

同日修正議決した左の議案は、即日これを衆議院に回付した。

健康保険法等の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出、第二十六回国会衆議院送付)

船員保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出、第二十六回国会衆議院送付)

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出、第二十六回国会衆議院送付)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、左の内閣提出案は三月三十一日委員会において議決を要しないものと決した旨の通知書を受領した。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日衆議院から、本院の回付した左の

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公営企業金融公庫法案
産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
とん税法案
特別とん税法案
日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案
印紙税法の一部を改正する法律案
特定多目的ダム建設工事特別会計法案
特定多目的ダム建設工事特別会計法案
失業保険法の一部を改正する法律案
原子爆弾被害者の医療等に関する法律案
昭和三十三年一般会計予算案
昭和三十三年度特別会計予算案
昭和三十三年度政府関係機関予算案
同日本院は、左の議案を可決した旨衆議院に通知した。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出、第二十六回国会衆議院送付)

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出、第二十六回国会衆議院送付)

同日衆議院から、本院の回付した左の

同日衆議院から、本院の回付した左の

同日衆議院から、本院の回付した左の

同日衆議院から、本院の回付した左の

内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律案
船員保険法の一部を改正する法律案
厚生年金保険法の一部を改正する法律案
同日法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公営企業金融公庫法案
産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
とん税法案
特別とん税法案
日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案
印紙税法の一部を改正する法律案
特定多目的ダム法案
特定多目的ダム建設工事特別会計法案
特定多目的ダム建設工事特別会計法案
失業保険法の一部を改正する法律案
原子爆弾被害者の医療等に関する法律案
昭和三十三年一般会計予算案
昭和三十三年度特別会計予算案
昭和三十三年度政府関係機関予算案
同日本院は、左の議案を可決した旨衆議院に通知した。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出、第二十六回国会衆議院送付)

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出、第二十六回国会衆議院送付)

同日衆議院から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

健康保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の

厚生年金保険法の一部を改正する法律案
去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 松野 鶴平君
同 鮎川 義介君
外務委員 堀見 俊二君
大蔵委員 佐野 廣君
同 八木 幸吉君
同 井上 清一君
同 酒井 利雄君
同 上原 正吉君
同 古池 信三君
同 後藤 義隆君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 上原 正吉君
同 八木 幸吉君
外務委員 佐野 廣君
大蔵委員 堀見 俊二君
同 鮎川 義介君
同 古池 信三君
同 後藤 義隆君
同 井上 清一君
同 酒井 利雄君

同日通信委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 手島 榮君(手島榮君の補欠)

同日内閣から左の議案を提出した。

よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

関税及び貿易に関する一般協定の改正に関する諸議定書の受諾について承認を求めるの件

貿易協力機関に関する協定の受諾について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足議定書の締結について承認を求めるの件

同日内閣から左の議案を提出した。

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案

同日議員から左の質問主意書を提出した。

朝鮮並びに台湾出身の傷痍軍人及び軍属に関する質問主意書(片岡文重君提出)

同日内閣から国際労働機関憲章第十九条の規定による左の報告書を受領した。

一九五六年の国際労働総会で採択された勧告に関する報告書

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省アメリ
リカ局長 千葉 皓君

郵政省郵務局長 千葉 三男君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アメリカ局長千葉皓君外一名(前掲の議長承認のとおり)を第二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、郵政省郵務局長松井一郎君の第二十六回国会政府委員を免した旨の通知書を受領した。

同日外務省欧米局長千葉皓君は外務省設置法の一部を改正する法律により地位を失つたので、政府委員は自然消滅となった。

去る二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 藤原 道子君

大蔵委員 小笠原三三男君

文教委員 大野木秀次郎君

社会労働委員 近藤 鶴代君

同 坂本 昭君

同 早川 慎一君

農林水産委員 江田 三郎君

運輸委員 高良 とみ君

通信委員 森中 守義君

建設委員 松本治一郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 森中 守義君

大蔵委員 江田 三郎君

文教委員 近藤 鶴代君

社会労働委員 大野木秀次郎君

同 松本治一郎君

同 高良 とみ君

農林水産委員 小笠原三三男君

運輸委員 早川 慎一君

通信委員 藤原 道子君

建設委員 坂本 昭君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会 理事 上原 正吉君(上原正吉君の補欠)

外務委員会 理事 佐野 廣君(佐野廣君の補欠)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案

同日委員長から左の報告書を出した。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案可決報告書

去る一日委員長から提出した左の実地調査のための委員派遣を要求書記載の通り議長は、去る二日これを承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 積雪寒冷地帯の実情調査

一、派遣委員 秋山俊一郎 鈴木 一

一、派遣地 新潟県

一、期間 昭和三十三年四月四日から六日まで三日間

一、費用 概算 二三、四〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十条の二により要求する。

昭和三十三年四月一日

農林水産 堀 末治

委員長

参議院議長松野鶴平殿

一昨三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 荒木正三郎君

地方行政委員 大和 与一君

農林水産委員 北村 暢君

同 小笠原三三男君

運輸委員 森田 義衛君

建設委員 村上 義一君

予算委員 小林 武治君

議院運営委員 佐野 廣君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 北村 暢君

地方行政委員 小笠原三三男君

農林水産委員 荒木正三郎君

同 大和 与一君

運輸委員 村上 義一君

建設委員 森田 義衛君

予算委員 佐野 廣君

議院運営委員 小林 武治君

同日地方行政委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 小林 武治君(小林武治君の補欠)

同 成瀬 幡治君(大和与一君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

連帯裁判手続法案(鈴木茂三郎君外十四名提出)

裁判所法の一部を改正する法律案(鈴木茂三郎君外十四名提出)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

朝鮮並びに台湾出身の傷痍軍人及び軍属に関する質問主意書(片岡文重君提出)

昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 迫水 久常君

地方行政委員 森田 義衛君

法務委員 井上 知治君

同 小酒井義男君

大蔵委員 下條 康麿君

同 栗山 良夫君

同 椿 繁夫君

同 野溝 勝君

同 江田 三郎君

同 結川 義介君

同 野坂 参三君

同 野田 俊作君

同 藤田 藤太郎君

同 高良 とみ君

同 青柳 秀夫君

同 柴谷 要君

同 大倉 精一君

同 村上 義一君

同 早川 慎一君

同 加賀山之雄君

同 市川 房枝君

同 岩間 正男君

同 加賀山之雄君

同 江田 三郎君

同 早川 慎一君

同 森田 義衛君

同 大倉 精一君

同 藤田 藤太郎君

同 市川 房枝君

同 岩間 正男君

同 加賀山之雄君

大蔵委員(国会法第四十二條第三項の規定によるもの)

田中 茂徳君

小酒井義男君

柴谷 要君

大倉 精一君

藤田 藤太郎君

市川 房枝君

岩間 正男君

加賀山之雄君

江田 三郎君

早川 慎一君

中に含まれる当該天災に係る特別被害農林業者の数が当該被害農林業者の数の百分の十以上である区域のうち、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて指定する区域

三 政令で定める都道府県の区域内の旧市町村の区域の全部若しくは一部であつて、その区域内に住所を有する被害農業者中に含まれる当該天災に係る特別被害農業者の数が当該被害農業者の数の百分の十以上である区域のうち、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて指定する区域

第二項第二項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「特別被害農業者」とは、被害農業者であつて、天災による農作物及び菌の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の五十(開拓者にあつては百分の三十)以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいい、「特別被害農業者」とは、被害農業者であつて、天災による薪炭(薪炭原木を含む)、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額がその者の平年における林業による総収入額の百分の五十以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の百分の七十以上である旨の市町村長の認

定を受けたものをいい、「特別被害農業者」とは、被害農業者であつて、天災による魚類、貝類及び海産物の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入額の百分の五十以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の百分の七十以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいう。

第三項第一項第一号から第五号までを次のように改める。
一 市町村が、組合又は金融機関との契約により、当該組合又は当該金融機関が貸し付けた経営資金につき利子補給を行うのに要する経費の一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

二 都道府県が、組合又は金融機関との契約により、当該組合又は当該金融機関が貸し付けた経営資金につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

三 市町村が、組合又は金融機関との契約により、当該組合又は当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償するのに要する経費の百分の八十以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 都道府県が、組合又は金融機関との契約により、当該組合又は当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失

失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

五 市町村が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会又は当該金融機関に對し補償するに要する経費の百分の八十以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

第三項第一項第七号及び第八号を削り、同項第九号から第十二号までの規定中「農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会」を「連合会又は、当該金融機関」に改め、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号中「全部又は」を削り、同項第十号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号中「四分の三」を「百分の八十」に改め、同項を同項第九号として同条第二項中「前項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号」を「前項第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に改め、同項第一号中「農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会」を組合、連合会に改め、同条第三項中「第一項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号」を「第一項第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に改める。

第四項第二項中「同項第一号から第四号まで、第九号及び第十号」を「同項第一号、第二号、第七号及び第八号」に、「二分の一に相当する額」を「百分の五十に相当する額」に、「同項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号」を「同項第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に、「同項第一号から第四号までの経費」を「同項第一号及び第二号の経費」に、「第二項第三項第三号」を「第二項第四項第三号」に、「二分の一又は」を「百分の五十に相当する額又は」に、「当該利子補給額から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額を」を「当該利子補給額の百分の六十五に相当する額」に改める。

第四項第二項中「その全部又は一部」を「その一部」に改める。
第六條中「第三項第一項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号」を「第三項第一項第三号から第六号まで、第九号及び第十号」に改める。
第七條の次に次の一條を加える。
(権限の委任)
第八條 前條第一項の規定による農林大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

附則 公布の日
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、同日前に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二條第一項の規定による指

定のあつた天災に関しては、なお従前の例による。
2 昭和三十一年四月一日からこの法律施行の日までの間に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二條第一項の規定による指定があつた天災については、前項ただし書の規定にかかわらず、第四條第二項の規定中三分五厘以内に定められている資金に係る経費についての政府の補助額に関する部分の適用については、改正規定による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

開拓融資保証法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和三十三年三月二十九日
参議院議長 益谷 秀次
参議院議員長松野鶴平殿

開拓融資保証法の一部を改正する法律案
開拓融資保証法の一部を改正する法律

開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第二項中「二億五千万円」を「二億八千万円」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 開拓融資保証法第五條第二項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十三年度において出資するものとする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

開拓農業振興臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月三十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

開拓農業振興臨時措置法案

開拓農業振興臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、営農の基礎が不安定な開拓者が協同して自主的にその営農の改善を図るうとする場合に、これに必要な助成等の措置を講ずることにより、これらの開拓者に営農の基礎を確立させ、もつて開拓地における農業の健全な発展に資することを目的とする。

(開拓農業振興組合)

第二条 この法律で「開拓農業振興組合」とは、その組合員たる開拓者で次の各号の一に該当するものの数が農林省令で定める基準に達している旨の都道府県知事の認定を受けた農業協同組合であつて、当該開拓者からの申請に基づき、政令で定めるところにより、総会の議決を経て、振興計画（これらの開拓者の営農条件を改善するため当該農業協同組合が行うべき措置について定める計画をいう。以下同じ。）をたて、当該振興計画につき都道府県知事の承認を受けているものをいう。

一 その配分を受けた土地の自然的条件の劣悪、開墾建設工事の遅滞その他その者の責に帰することができない理由により、農業生産の基礎的條件の整備が遅延しているため、農業による総収入額が農林省令で定める基準に達しないこと。

二 その者の負債で農林省令で定めるものの年間要償還額が農林省令で定める基準をこえていること。

2 前項の振興計画は、農林省令で定めるところにより、同項に規定する開拓者の作成する営農改善計画に基づき、次の各号に掲げる事項について定めるものとし、当該振興計画についての同項の承認の申請は、昭和三十四年三月三十一日までにするものとする。

一 営農改善計画の達成に必要な開墾建設工事、開墾作業等農業生産の基礎的條件の整備に関する事項
二 営農改善計画の達成に必要な資金の調達及び償還に関する事項
三 前二号に掲げる事項について国、地方公共団体、金融機関等から受けようとする援助に関する事項
四 その他農林省令で定める事項（国の助成措置）

第三条 政府は、都道府県が、農林中央金庫又は政令で定める農業協同組合連合会（以下「融資機関」と総称する。）との契約により、当該融資機関が営農改善資金を貸し付けようとする開拓農業振興組合に対し当該資金に充てるために貸し

付けた資金につき、当該融資機関に対し利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費の一部を、毎年度、予算の範囲内において、当該都道府県に対し補助することができ。

2 前項に規定する営農改善資金は、開拓農業振興組合が、第二条第一項に規定する開拓者に対し、当該開拓者が当該組合から借り入れた災害に係る経営資金（その経営資金の貸付に充てるための資金を、農業協同組合連合会が、都道府県との契約により利子補給又は損失補償を受けることを条件として当該組合に貸し付けた場合、当該開拓者が当該組合からその貸付金の使途に従つて貸付を受けた経営資金で政令で定めるものに限る。）の返済に充てるために必要な資金として利率年五分五厘以内（政令で定める場合は、年三分五厘以内）及び政令で定めるその他の条件で貸し付ける資金とする。

3 第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金の額は、当該利子補給額の百分の五十に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とする。ただし、貸付金の利率が前項の規定により年三分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては、当該利子補給額の百分の六十五又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年四分五厘

で計算した額のどちらか低い額の範囲内とする。

第四条 政府は、都道府県が、融資機関との契約により、当該融資機関が前条第一項に規定する営農改善資金を貸し付けようとする開拓農業振興組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該融資機関に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費の一部を、毎年度、予算の範囲内において、当該都道府県に対し補助することができ。

2 前項の契約は、その契約条項中に次の各号に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これに当該融資につき損失補償を受けないときは、当該契約により都道府県から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県に納付しなければならないこと。

3 第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する損失補償についての補助金の額は、当該損失補償額の百分の五十に相当する額又は当該損失補償の対象となつた

貸付金の総額の百分の二十五に相当する額のどちらか低い額の範囲内とする。

第五条 前条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約条項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(国及び都道府県の援助)
第六条 国及び都道府県は、第三条及び第四条に規定する助成措置のほか、開拓農業振興組合に対し、その振興計画の達成に資するため必要な援助に努めるものとする。

(農地法等の特例)
第七条 開拓農業振興組合の組合員たる第二条第一項に規定する開拓者から、農林省令で定めるところにより、その者が旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号。以下「措置法」という。）第四十一条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は同条第四項で準用する措置法第二十八条の規定（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号。以下「施行法」という。）第三条の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。）（買収した未墾地の充て）により充て渡を受けた土地、権利又は立木、工作物その他の物件の採草放牧地にあつては、措置法第四十条の六第一項（開発して農地とすべき牧野等の指定）の規定により指定されたものに限る。）で施行法第十二条（充て後の未墾地の特例）の規定により

昭和三十二年四月五日 参議院会議録第二十三号 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案外二件 三八七

昭和三十三年四月五日 参議院會議録第二十三号 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案外二件

三八八

適用される農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十一条（充渡後の検査）の規定による都道府県知事の検査が完了していないものについて、当該検査の時期を延期すべき旨の申請があつたときは、都道府県知事は、施行法第十二条の規定により適用される農地法第七十一条の規定にかかわらず、措置法第四十一条第二項で準用する措置法第二十条第一項（充渡通知書の交付）の充渡通知書に記載された充渡の時期から起算して八年をこえない範囲内で相当と認める期日を指定し、その期日の到来後遅滞なく当該検査を行うものとする。

（昭和二十七年法律第二百三十五号）第三条から第七条まで（耕土培養地域の指定、対策調査、耕土培養事業計画等）の規定の特例を定めることができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔堀末治君登壇、拍手〕

○堀末治君 ただいま議題となりました農林水産関係の三つの法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

暴風雨その他の天災によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の団体に對し、農林漁業の経営等に必要資金の融通を円滑にするため、利子補給及び損失補償等の措置を講じて、その経営の安定に資する目的をもつて、去る昭和三十年八月現行法が実施され、今日に至つておりますが、今回、次のような改正を加えるため、この改正法律案が提案されたのであります。そのおもな内容は、概略次のよう

なものであります。

すなわち第一は、天災融資について年三分五厘以内の低利率を適用する場合の基準を明確にしうとするものであります。その基準は、現行法では、単に政令で指定する地域における被害農林漁業者に貸し付けられる場合のみ規定され、明確を欠き、かつ不均衡を生ずる場合もあるという理由によつて、これを改め、新たに特別被害農林漁業者

及び特別被害地域等の規定を設けて、その基準を明確にするとともに、不均衡の是正をはかることとしたのであります。第二は、国の補助にかゝる利子補給及び損失補償の対象となる融資の契約方式を改めようとするものであります。現行法では、その方式が複雑に過ぎ、資金の融通並びに債権の管理上遺憾な点があるので、これを整備単純化し、利子補給及び損失補償を行う場合を、原則として市町村と組合との契約によるものの一元化すること

にいたしましたのであります。もつとも、市町村が特に弱小な場合、また、組合の信用が特に薄弱な場合に備えて、その救済の道が開かれております。第三は、乳牛を所有する被害農業者について、資金の借り入れ限度を引き上げようとするものであります。現在、牛または馬を所有する被害農業者に対する融資は、通常の借り入れ限度に三万円を上増しすることになっておりますが、乳牛の所有農家に限つて、これを五万円に引き上げることになってお

るのであります。第四は、金利三分五厘の資金の利子補給に對する国の補助率を改めようとするものであります。現行の規定では、三分五厘資金の利子補給については、都道府県負担分を二分五厘と固定し、それを控除した残りの部分を国が補助することになつてゐるのであります。金利情勢の推移に順応することができるよう、国の補助率を利子補給額の百分の六十五という定率にいたしましたのであります。

第五は、制度運用の便をはかつて、農林大臣の権限の一部を、政令の定めることによつて、都道府県知事に委任できるようにいたしましたのであります。

なお、この改正法律案は四月一日から施行することとし、この法律施行以前に天災については、従前の例によることになつております。

以上が、政府原案の内容の大要であります。かような政府原案に對して、衆議院において、この法律の施行日を公布の日から改め、かつ、利率三分五厘資金の利子補給に関する国の補助率の改正規定を、昭和三十一年度に発生した災害についても適用するよう修正して、当院に送付して参つたのであります。

委員会におきましては、農林当局から必要な説明を聞き、續いて審議に入り、農林当局に對して、幾多の問題について質疑が行われたのであります。その際、問題になりました事項を要約いたしますと、融資の適正化に關連して、天災融資の適用対象である被害農林漁業者は、市町村長の認定を受けた者であることになっておるが、その際における市町村長の認定の方法及びその当否、市町村長の認定の適確性に關する確認方法、適用対象となる天災の範囲及びその当否並びにこれを農作物の被害、家畜の伝染病及び汚濁水等による魚貝類の損害等による被害にまで拡大することの当否、融資条件及び融資限度並びにその当否、地方財政の現況とこの法律運用との関連、従来天災融資に對する会計検査院の批難事項及びかかる批難事項が発生する根本的な原因等でありまして、その詳細については会談録に譲ることを御了承願ひたいのであります。問題になつた融資の適正化について、農林当局から、天災融資は、天災によつて農林漁業者が深刻な被害を受け、混乱

を起している際、一日もすみやかに融通をしなければならぬのであるが、従来、市町村長における被害者の認定に關する基準に明確を欠いていたり、従来問題を生じたものの中に、連合会の段階において利子補給の補助が行われ、低利の資金が組合に流れることが原因となつてゐるものが多いことにかんがみ、これを是正することとし、また、融資の指導及び融資機関の検査等の事務を知事に委任して、監査の周到を期することにした等によつて、今までの弊害は除かれるものと思ふ」との趣旨の答弁が行われております。

かくして質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、開拓融資保証法の一部を改正する法律案及び開拓農林振興臨時措置法案について申し上げます。

まず、前者についてありますが、開拓者の肥料、飼料及び種苗等の購入に必要な短期営業資金の融通を円滑にするため、昭和二十八年、開拓融資保証法が制定され、開拓者の団体と政府または都道府県との共同の出資によつて、中央と地方に開拓融資保証協会の設立し、これら保証協会がその会員の金融機関に對する債務を保証する制度を設けて今日に至つておりますが、今度、開拓農家における中小家畜の導入に對して、これがため必要な資金の融通を促進するため、この融資保証制度を拡大することとし、中央保証協会に對する政府の出資を三千万円増額して、現在二億五千万円でありましたのを、二億八千万円としうとするの

が、この法律案が提出された理由及びその内容であります。

次に後者について申し上げますと、この法律案は、営農の基礎が不安定な開拓者が、協同して自主的にその営農の改善をはかりとする場合に、これに必要な助成等の措置を講ずることによつて、これらの開拓者に営農の基礎を確立させ、もつて開拓地における農業の健全な発展に資することを目的とするものであります。戦後、緊急の要請にこたえて、開拓事業が発足してからすでに十年余りたちましたが、その間に、開拓者の中には、いまだに営農の基礎が確立せず、不安定な状態にあるものが少なくないのであります。かような開拓者の営農条件の改善をはかりとするのが、提出の理由とされております。しかし、これがおもな内容を申し上げますと、概略次のようであります。

すなわち第一は、この法律による開拓営農振興の仕組についてであります。そのもとをなすものは開拓営農振興組合と振興計画とであつて、開拓営農振興組合といふのは、土地の自然的条件の劣悪、開墾建設工事の遅延、その他の者の責に帰することのできない原因で農業生産が不振であり、あるいはその者の負債が過大である開拓者を組合員とする農業協同組合とし、その開拓者の申請に基づき、総会の議決を経て、知事の承認を受けて振興計画を立てることになっております。第二は、国の助成措置についてであります。政府は、農林中央金庫または都道府県信用農業協同組合連合会等の融資機関が、都道府県との契約によつて、開拓営農振興組合に、組合員が天災によつて

て借り受けた経営資金の返済に充てるための資金を、一定の条件で貸し付け、都道府県が利子補給及び損失補償を行うために必要な経費の一部を補助することになっております。しかして国の補助額は、利子補給については、補助額の百分の五十ないし百分の六十五、損失補償については補助額の百分の五十となつております。第三は、国及び都道府県の援助についてであります。前記に述べました助成措置のほか、国及び都道府県は、開拓営農振興組合に対して、その振興計画達成のため必要な援助に努めることになっております。第四は、農地法等の特例を設けたことでありまして、従来、開拓地に対する成功検査は、自作農創設特別措置法により、国から充り渡してから五カ年後に行うこととなつておりましたが、この法律の対象となる開拓者の開拓地の成功検査については、その申請によつてこれを三カ年を限つて延期することとし、これに歩調を合せてその土地の処分の制限その他の特例に関する期限をも、これを延期することとしております。委員会におきましては、これら開拓関係二法案を一括議題として審議に入り、開拓事業の実績、開拓営農の現況、開拓者の負債の状況、開拓及び開拓営農に関する基本方針並びにその当否、営農類型の策定方針並びにその当否、この法案に基いて作成されることになる振興計画の具体的内容、振興計画達成のための裏づけとなる予算的及び資金的措置、この法律案第六条の規定による国及び都道府県の援助の具体的内容とその実現性並びにこれが実行方法、開拓営農振興対策の一環として

の生産物及び生産資材の価格対策、生産物販賣支持に関連して外国農産物の輸入方式、開拓地における労働の生産性の向上並びに生活改善及び文化施設の整備その他の問題について、農林当局に対して政府の方針がたされ、これに対して、開拓営農に關し、営農類型については現在五類型であるが、これを七類型とすることとし、収入基準も従来より引き上げ、ここにしばらく育成措置を集中実施して、開拓営農の基盤をつちかい、将来の発展を期待することとし、これら育成措置としては、一方において道路及び排水溝その他の基本的施設の整備、経営面積の過小なものに対する開拓財産の売り払い、生産拡大に要する資金の投入及び国有家畜の貸付等を行うとともに、他方、負債の圧力を除くため、天災融資については、この法案に基いてその借りかへによる条件の緩和をはかることと、政府融資については、国の債権の管理等に關する法律により、また農林漁業金融公庫融資については、その業務方法書の定めるところによつて、それぞれこれが条件の緩和をはかることとし、個人負債については、自作農維持創設資金の融通等によつて対処することとし、これらの対策によつて当面する問題の解決に努めるとともに、今後、基本的対策の確立について善処したい等の趣旨が述べられておるのであります。これが詳細については会議録によつて御了承願ひたいのであります。

かくして質疑を終り、両法案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して田中委員から、「今回この措置は、当面急務の措置であつて、これはこれとして、それが計画通り完全に実施されるよう政府において最善の努力を払うはもちろんであるが、さらに、政府は全力をあげて基本的対策の確立を期すべきである」ことを要望して賛成され、日本社会党を代表して東委員から、「この法律案による措置は、はなはだ不十分であるが、今の段階においてははやむを得ないものとして賛成する、しかし開拓事業をこのまま放任するにおいては、自滅するおそれがあるので、施策を集中実施して、その確立をはかるべきである」ことの趣旨を述べられて賛成され、島村委員から、「戦後対策としての開拓政策という考え方を改めて、わが国農政の一環として、積極的な意図をもつて開拓政策の発展と確立をはかるべきである」旨述べられて賛成され、千田委員から、「不満ながら一段階として賛成するが、率先開拓に挺身せられた現在の開拓者の労苦を思い、これに報いるため、強力な開拓施策を実行すべきこと」を要望して賛成され、なおその際、右の各委員から、当委員会においても開拓問題を重要課題として、今後その調査に一段と努力すべきことを提議されたのであります。かくして討論を終り、採決に入りましたところ、両法案とも、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。
三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三案は、全会一致をもつて可決せられました。
○議長(松野鶴平君) 日程第四、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長亀田得治君。
審査報告書
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月四日
内閣委員長 亀田 得治
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
松村 秀逸 永岡 光治
木村篤太郎 北村 暢
伊藤 顯道 森中 守義
西岡 ハル 大谷藤之助
上原 正吉 竹下 豊次
秋山 長造
附則第一条を次のように改める。
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十三年四月一日から適用する。
三八九

昭和三十三年四月五日 参議院會議録第二十三号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十三年度における政府の事業予定計画にかんがみ行政機関に置かれる職員の設定員を改正するものであつて、その趣旨は妥當なるものと認めるが、委員会においては、施行期日に閣

する必要な修正を行つた。なお別紙の通り附帯決議を行つた。
二、費用
本法施行に伴い、特に費用を要しない。

附帯決議

現在行政機關職員定員法の枠外に

ある常勤勤務者（常勤職員）及び非常勤職員中その職務の性質、勤務の実態において定員法上の職員と何ら異ならない者が多数に上つてゐる。本委員会は従来、これら職員の処遇改善につき再三決議を行い、政府もまた早急に解決をはかる旨を屢々言明せるに拘わらず、今日に至るま

で何らの具体的措置がとられていないことは甚だ遺憾である。政府は速かに本問題の根本的解決をはかり、もつて各行政機関における定員配置の適正化と勤務条件の改善を期すべきである。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年三月二十九日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野 德平殿

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案
行政機關職員定員法の一部を改正する法律
行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	一、六九一人	
	公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 国家消防本部 土地調整委員会 首都圏整備委員会 宮内庁 調達庁 行政管理庁 北海道開発庁 自治庁 防衛庁 経済企画庁 科学技術庁	七、五九四人 一〇五人 一八人 二二八 九三二人 三、二七二人 一、五九一人 三、二二二人 二四四人 一 三六六人 四一七人	うち九八五人は、警察官とする。
法務省	計	一九七一人	
	本省 司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	四二、二六四人 一人 一〇人 一、六三七人	うち一〇、四七二人は、検察官の職員とする。
外務省	本省	四三、九一人	
	計	一、七七八人	

大蔵省	本省 計	二〇、九六七人 五〇、三三四人	
文部省	本省 計	六三、四五四人 四二四人	うち六、九〇七人は、国立学校の職員とする。
厚生省	本省	四三、七〇六人	
農林省	本省 計	二二、二八六八 二五、四三八八 二〇、八四七人 一、三七一人	
通商産業省	本省 計	七〇、九四二人 一一、〇〇一人 九三二人 一七四人	
運輸省	本省 計	九、一一五五人 五四人 一〇、八一五八 一八六八 五、一八九人	
郵政省	本省	二六、〇〇一人	

労働省	本省	一九、一五五人
	中央労働委員会 公共企業体等労働委員会	八五人 二八人
計		一九、三六八人

建設省	本省	九、九〇七人
合 計		六四三、九七四人

附 則

(施行期日)

第一条 この法律中、附則第四条の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(暫定定員)
第二条 改正後の行政機関職員定員

警 察 庁	昭和三十三年九月三十日	一人
科学技術庁	昭和三十三年十一月三十日	一人
法務省 本省	昭和三十三年十一月三十日	一人
大蔵省 本省	昭和三十三年九月三十日 昭和三十三年十一月三十日 昭和三十三年十二月三十一日	一三三人 一三二人 一三〇人
厚生省 本省	昭和三十三年五月十五日	五四〇人 二七〇人
農林省 本省	昭和三十三年九月三十日	一人
通商産業省 本省	昭和三十三年九月三十日 昭和三十三年十一月三十日	一四二人 四人
運輸省 本省	昭和三十三年六月三十日 昭和三十三年十一月三十日	八二人 一人
建設省 本省	昭和三十三年十一月三十日	一人

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中	昭和三十三年 五月十五日	五四〇人
に	昭和三十三年 五月十五日	二七〇人
を	昭和三十三年 五月十五日	二七〇人

法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表の中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表の下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

第四条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の表厚生省本省の項中「昭和三十三年五月十五日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

【亀田得治君登壇、拍手】

○亀田得治君 ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和三十三年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、事務の増加に伴う所要の増員を行うとともに、業務の縮小に伴う余剰定員の削減を行い、そのため行政機関職員の定員に改正を加えんとするものでありまして、今回の改正により、各行政機関の職員の定員を新たに四千三百八十八人増員するとともに、他方において千九百九十二人の減員を行い、差し引き二千九百四十六人を増加し、結局、行政機関職員の定員の合計は六十四万三千九百七十四人となるのであります。今回の定員改正における増員のおもなるものといたしましては、科学技術庁付属研究所の設置拡充に伴うもの百十五人、刑務所等の開設強化に伴うもの三百十二人、国立大学の学年進行及び付

属研究所整備等に伴うもの三百六十一人、特許審査審判事務の増加に伴うもの百人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの六百九十六人、電気通信施設の拡張に伴うもの千二百三十二人等であり、また減員のおもなるものといたしましては、印刷局所掌事務の合理化に伴うもの九十五人、アルコール工場の民間移譲に伴うもの百十二人、船用米配給事務の簡素化に伴うもの八十一人、航空保安協力事務の減少に伴うもの六十九人、受託電信電話施設の一部を日本電信電話公社への移管に伴うもの五百人等であります。

内閣委員会は、前後四回にわたり委員会を開き、この間、岸内閣総理大臣及び大久保国務大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その審議におきまして、現内閣の行政機構改革に関する構想、行政審議会の今後の運営方針、官界の刷新及び公務員制度に関する現内閣の方針、定員法のワケ外にある常勤勤務者及び非常勤職員の出遇の問題、定員法の基本構想等の諸点につきまして、政府の所見がたゞされ、さらに今回の定員法の改正に関連し、大蔵省及び行政管理局が、昭和三十三年度における農林省農地局の新規事業に伴う事務増及び郵政省所管の特定郵便局の新設と郵便物の取扱業務量の増加に対応する定員増の措置を十分配慮すべきにかかわらず、今回の定員法の改正において、その配慮のあつたが、ほとんどどうかかわれない点を追及し、大蔵省及び行政管理局当局が、各省の定員増の要求に対し、いかなる基準及び方法によつて査定するか、またこの点についての政府の今後の措置等につきまして、特に北村、森中の両委員と関係政府委員との間に質疑応答がなされましたが、その詳細は、委員会会議録に譲ります。

なお、委員会審議の過程におきまして、特に中心となつた問題は、さきに述べました定員法のワケ外にある常勤労働者及び非常勤職員の処遇に関する問題でありまして、多数の委員より、第二十二国会において、当委員会が「これら定員法のワケ外にある職員の処遇について、政府がすみやかに根本的検討を加え、具体的措置を講ずべきことを要望する」旨の付帯決議をなし、また第二十四国会においても、当委員会が定員法改正の審議に当り、この問題の早急な解決を政府に要望する旨の質疑及び討論が行われ、これに対し、政府は「早急にこの問題の具体的解決を講ずる方針である」旨を明瞭にかかわらず、今日に至るも何ら解決せられていないのは、まことに遺憾であつて、この問題に関する政府の所見をたゞしたのに対し、岸内閣総理大臣より、「この問題については十分責任を

昭和三十三年四月五日 参議院會議第二十三号 議事日程追加の件 揮発油税法案外一件

もつて結論を出す考である旨の、また大久保國務大臣より、「御趣旨を尊重して、次期国会には解決したい所存である」旨の言明が、それぞれなされました。

昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して、上原委員より、「政府原案に賛成」の意見が述べられた後、次の修正案が提出せられました。この修正案を朗読いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条を次のように改める。
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

次いで、八木委員より、「政府原案に反対」の意見が述べられ、また、日本社会党を代表して、森中委員より、「次の付帯決議案を付して、修正案及びこれを除く政府原案に賛成」の意見が述べられました。

次に、付帯決議案を朗読いたします。

付帯決議案

現在、行政機関職員定員法のワク外にある常勤勤務者(常勤職員)及び非常勤職員中、その職務の性質、勤務の実態において定員法上の職員と何ら異ならない者が多数に上つてい

る。本委員会は、従来、これら職員の処遇改善につき再三決議を行い、政

府もまた早急に解決をはかる旨をしるせば言明せられたにもかかわらず、今日に至るまで何らの具体的措置がとられていないことは、はなはだ遺憾である。

政府は、すみやかに本問題の抜本的解決をはかり、もつて行政機関における定員配置の適正化と勤務条件の改善を期すべきである。

最後に、緑風会を代表して竹下委員より、「修正案及びこれを除く政府原案に賛成」の意見が述べられました。

かくて討論を終り、まず、修正案について採決いたしましたところ、多数をもって可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた多数をもって可決すべきものと決定せられました。

なお、さきに討論中に、森中委員より発議せられました付帯決議案につきまして採決いたしましたところ、全会一致をもって、当委員会の決議とすることに決定せられました。

右、付帯決議につき、大久保國務大臣より特に発言を求められ、「政府は、この決議の趣旨を十分尊重する」旨述べられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。委員長は、修正議決報告でございませう。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。
午後四時十九分休憩
午後六時五十六分開議

○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。参事に報告させます。

〔参事朗読〕
本日委員長から左の報告書を提出した。

揮発油税法修正案議決報告書
地方道路税法の一部を改正する法律案修正議決報告書

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、揮発油税法案

地方道路税法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上、両案を一括して議題とする。ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長は報告を求めます。大蔵委員長廣瀬久忠君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

揮発油税法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月三十日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

揮発油税法案
揮発油税法
揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)の全部を改正する。

目次
第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 課税標準及び税率(第八条―第九条)
第三章 徴収(第十条―第十三条)
第四章 免税、税額控除等(第十四条―第十七条)
第五章 納税の担保(第十八条―第二十一条)
第六章 雑則(第二十二条―第二十六条)
第七章 罰則(第二十七条―第三十一条)
附則

第一章 総則
(課税物件)
第一条 揮発油には、この法律により、揮発油税を課する。

(定義)
第二条 この法律において「揮発油」とは、摂氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する炭化水素油をいう。

2 この法律において「保稅地域」とは、國稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保稅地域の種類)に規定する保稅地域をいう。

(納税義務者)
第三条 揮発油の製造者は、その製造場から移出して揮発油の数量に応じ、揮発油税を納める義務がある。

2 揮発油を保稅地域から引き取る者は、その引き取る揮発油の数量

に依り、揮発油税を納める義務がある。

(保稅地域に該当する製造場)
第四条 揮発油の製造場が保稅地域に該当する場合には、この法律(第十四条第一項第一号及び第二号、第十七条第三項各号列記以外の部分並びに第二十三条を除く。)の適用上、これを揮発油の製造場でないものとみなす。

(移出又は引取等とみなす場合)
第五条 揮発油の製造場において揮発油が消費される場合(新たな揮発油を製造するために消費される場合を除く。以下次項において同じ。)には、当該製造者がその消費の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該製造者の責に帰することができない場合には、その消費者を揮発油の製造者とみなし、当該消費者が消費の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。

2 保稅地域において揮発油が消費される場合には、その消費者が消費の時に当該揮発油をその保稅地域から引き取るものとみなす。

(揮発油等とみなす場合)
第六条 揮発油の製造場又は保稅地域において、揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物(その性状及び用途が揮発油に類するものに限る。以下この条において同じ。)としたときは、当該混和物を製造とみなし、当該揮発油以外の物を揮発油とみなす。

2 揮発油を保稅地域から引き取る者は、その引き取る揮発油の数量

(製造者等とみなす場合)

第七條 揮発油が揮発油の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該揮発油を移出した者を揮発油の製造者とみなして、この法律を適用する。

2 揮発油の製造者がその製造を廃止した場合において、揮発油がその製造場であつた場所に現存するときは、当該揮発油については、なおその場所を揮発油の製造場とみなして、この法律を適用する。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準)

第八條 揮発油税の課税標準は、揮発油の製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販売するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で政令で定めるものを控除した数量とする。

2 第五條の規定により揮発油を製造場から移出したものとみなされ、又は保税地域から引き取るものとみなされる場合における当該揮発油に係る揮発油税の課税標準は、前項の規定にかかわらず、その消費される揮発油の数量とする。

(税率)

第九條 揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき一万五千八百円とする。

第三章 徴収

(移出数量等の申告)

第十條 揮発油の製造者は、毎月そ

の製造場から移出した揮発油(当該移出につき第十四條第一項、第十五條第一項又は第十六條第一項の規定の適用を受けた揮発油を除く。)の数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 揮発油を保税地域から引き取りとする者は、当該引取に係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取の日時、引き取る揮発油の数量その他政令で定める事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(移出数量等の決定通知)
第十一條 前条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された揮発油の数量が税務署長若しくは税関長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつた場合には、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該揮発油の数量を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき者に、これを通知する。

(納期)
第十二條 揮発油の製造場から移出した揮発油に係る揮発油税は、税務署長が、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取る揮発油に係る揮発油税は、税関長が、その引取の際徴収する。

(徴収猶予)

第十三條 揮発油の製造場から移出した揮発油に係る揮発油税について、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保が提供された場合には、税務署長は、二月以内、その徴収を猶予することができる。

2 保税地域から引き取る揮発油に係る揮発油税について、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保が提供された場合には、税関長は、三月以内、その徴収を猶予することができる。

第四章 免税、税額控除等

(未納税移出及び未納税引取)

第十四條 次に掲げる場合において、当該揮発油をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取りとする者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。ただし、第六項又は第二十八條第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 揮発油の製造者が揮発油を揮発油の製造場又は蔵置場へ移出する場合
二 揮発油の製造者が揮発油を保税地域から揮発油の製造場又は蔵置場へ引き取る場合
三 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油がその移出先

又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所在地の所轄税務署長(当該移出先又は引取先が保税地域に該当する場合には、所轄税関長)の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第十八條第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る揮発油の移出先又は引取先等につき、揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定により揮発油税を免除された揮発油については、当該承認に係る移出先又は引取先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先にその揮発油を移入した者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、当該移出先又は引取先が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなして、この法律を適用する。

6 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した揮発油につき、政令で定める手続によ

り、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その揮発油税を免除する。

(輸出免税)

第十五條 揮発油を輸出する目的で揮発油の製造場から移出し、又は保税地域から引き取りとする場合において、当該製造者又は当該揮発油を保税地域から引き取りとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。ただし、第四項又は第二十八條第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第十八條第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情によ

り亡失した揮発油につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その揮発油税を免除する。

5 第一項の承認を受けて揮発油を揮発油の製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者は、当該揮発油をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

(燈油の免税)

第十六条 燈油に該当する揮発油を揮発油の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合において、当該製造者又は当該揮発油を保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。

2 前項に規定する燈油に該当する揮発油の規格については、政令で定める。

(戻入の場合の揮発油税の控除等)

第十七条 揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を当該製造場に戻し入れた場合においては、政令で定めるところにより、当該製造者が当該戻入の月の翌月以降に徴収されるべき揮発油税額から当該揮発油につき当該移出

により徴収された、又は徴収されるべき揮発油税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該揮発油税額につきこの項から第三項までの規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油を揮発油の製造場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該揮発油をその移入した製造場からさらに移出するときは、政令で定めるところにより、当該移出に係る揮発油税額から、当該揮発油につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべき揮発油税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項から次項までの規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

3 次の各号に掲げる場合において、当該揮発油をその戻し入れ、又は移入した保税地域に該当する揮発油の製造場からさらに引き取るときは、政令で定めるところにより、当該引取に係る揮発油税額から、当該揮発油につき当該各号に規定する揮発油の製造場又は保税地域の移出又は引取により徴収された、又は徴収されるべき揮発油税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、第一項からこの項までの規定による控除が行

われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

一 保税地域に該当する揮発油の製造場から引き取られた揮発油を当該保税地域に該当する揮発油の製造場に戻し入れた場合

二 揮発油の製造場から移出され、又は他の保税地域から引き取られた揮発油を保税地域に該当する揮発油の製造場に移入した場合

4 第一項の場合において、揮発油の製造の廃止その他の理由により、揮発油を戻し入れた月の翌月以降に徴収されるべき揮発油税額がないとき、又は徴収されるべき揮発油税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は当該不足額を還付する。

5 第一項から第三項までの規定による控除を受けようとする者は、当該戻入し又は移入に係る揮発油の数量を記載した書類及び当該揮発油につき徴収された、又は徴収されるべき揮発油税額につき事実を証する書類を提出して、当該戻入し又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長又は保税地域に該当する製造場の所在地の所轄税関長の承認を受けなければならない。

6 第四項の規定による還付を受けようとする者は、前項の承認を受けた後、同項の書類に準ずる書類を添えて、当該戻入に係る製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。

第五章 納税の担保

(担保の提供)

第十八条 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該揮発油に係る揮発油税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一 揮発油の製造者又は揮発油を保税地域から引き取る者が第十四条第一項の承認を受けて揮発油をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 揮発油の製造者又は揮発油を保税地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を受けて輸出する目的で揮発油をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

2 前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、揮発油税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、揮発油の製造者に対し、金額及び期間を指定して、揮発油税につき担保の提供を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十四条第二項若しくは第十五条第二項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十四条第六項、第十五条第四項若しくは第二十八条第二項の規定により揮発油税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

(担保の種類)

第十九条 第十三条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長(以下「国税庁長官等」という。)が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。)

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 工場財団

七 国税庁長官等が確実と認める保証人の保証

八 その他政令で定めるもの

(担保の変換等)

第二十條 第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官等の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

2 国税庁長官等は、第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前項の規定により提供された担保物が滅失した場合又はこれらの規定により提供された担保物の価額が減少し、若しくは前条第七号に掲げる担保に係る保証人の資力が納税を担保するのに不十分となつ

たと認める場合には、政令で定めるところにより、当該担保を提供した者に對し、これに代るべき担保又は増担保の提供を命ずることが出来る。

3 前条の規定は、前二項の場合について準用する。

(担保の処分等)

第二十一条 第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて揮発油税の納付に充てることができる。

2 第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに揮発油税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて揮発油税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつて揮発油税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して揮発油税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金を、徴収すべき揮発油税及びその処分費に充ててもなお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき揮発油税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分

を行い、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に對して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十二条(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ第四項(担保物についての国税の先取権)の規定は、第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物について準用する。

第六章 雑則

(利子税額)

第二十二條 揮発油税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条(納税の告知)の規定による指定納期日(第十三条の規定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日)までに揮発油税額を完納しないときは、その未納に係る揮発油税額に對し、当該納期日(揮発油を保税地域から引き取つた者が第二十七条第一項第一号の規定に該當する場合において、その揮発油税を徴収するときは、その引き取つた日とし、同条第三項の規定により揮発油税を徴収する場合において、当該納期日が第十二条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。)の翌日から当該揮発油税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相當する利

子税額を、揮発油税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る揮発油税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる揮発油税額は、同項の未納に係る揮発油税額からその一部納付に係る揮発油税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となる揮発油税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該揮発油税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した揮発油税額が同項の未納に係る揮発油税額に達するまでは、その納付した税額は、当該揮発油税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条(公充代金等の充當又は配分)の規定の適用を妨げない。

(製造の開廃等の申告)

第二十三條 揮発油を製造しようとする者は、その製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該當する場合には、所轄税務署長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。揮発油の製造者がその製造を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 揮発油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

第二十四條 揮発油の製造者又は販売業者は、政令で定めるところにより、揮発油の製造、貯蔵又は販売に關する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第二十五條 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む。)は、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十条第一項又は第二十三条の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(当該職員に権限)

第二十六條 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という。)は、揮発油税に關する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることが出来る。

一 揮発油の製造者又は販売業者に對して質問し、又はこれらの者の業務に關する揮発油、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 揮発油を保税地域から引き取る者に對して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に關する揮発油又は前号に規定する揮発油について必要最小限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に對してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、揮発油税に關する調査について必要がある場合には、揮発油の製造者又は販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に對して、その団体の員の揮発油の製造又は取引に關し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に關しては、第三条、第十条及び第十二条の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

第二十七條 次の各号の一に該當する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により揮発油税を免かれ、又は免かれようとした者

- 付を受け、又は受けようとした者
- 2 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍以下とすることができる。
- 3 揮発油の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該揮発油税に係る揮発油が既に製造場から移出されているときは、第十二条第一項の規定にかかわらず、直ちにその揮発油税を徴収する。
- 第二十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。
 - 一 第十条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者
 - 二 第十四条第一項の承認を受けて揮発油を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、当該揮発油をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの
 - 三 第十五条第一項の承認を受け、揮発油を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、同条第五項の規定に違反して当該揮発油を消費し、又は譲り渡したものの
- 2 前項第二号又は第三号の場合において、第十四条第六項本文又は第十五条第四項本文の規定にかかわらず、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、既にこれらの規定が適用された場合には、この限りでない。
- 第二十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。
 - 一 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者
 - 二 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
 - 三 第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第三十条 第二十七条第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八條第二項(併合罪)、第六十三條(従犯の刑の減軽)及び第六十六條(情状による刑の減軽)の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。
- 第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十七条から第二十九条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。
- 附 則
- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。
- 3 第二十三条第一項の規定は、この法律の施行の日から十日間を限り、この法律の施行前から引き続き揮発油の製造者であるものについては、適用しない。
- 4 改正前の揮発油税法(以下「旧法」という)第七条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税の徴収又は免除については、第六項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。
- 5 旧法第八条第一項の承認を受けて製造場から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税の徴収又は免除並びに当該揮発油の消費及び譲渡についての承認並びに当該承認に係る揮発油税の徴収については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる場合における揮発油税の徴収については、改正後の揮発油税法(以下「新法」という)第九条の規定を適用する。
 - 一 旧法第七条第一項又は第八条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場又は保税地域から引き取られた揮発油について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、又は輸出されたことの証明がない場合(当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。)
- 二 この法律の施行後に前項においてその例によるものとされる旧法第九条第一項ただし書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合
- 三 この法律の施行前に租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二十六条第一項、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十一号)第十條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十二号)第七條、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律百十二号)第一条に規定する協定第六條又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五條第一項若しくは第七條第一項の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油について、この法律の施行後にこれらの法律の規定により揮発油税の追徴が行われる場合
- 7 旧法第七条第二項の規定により製造場とみなされた引取先及び製造者とみなされた営業者については、同項の規定は、なおその効力を有する。
- 8 この法律の施行前に製造場に戻し入れた揮発油で既に揮発油税を課されているものが、この法律の施行の際その製造場に現存する場合においては、新法第十七條第一項中「当該戻入れの月」とあるのは、「この法律の施行の日の属する月」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 9 この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所、合計五キログラム以上の揮発油(新法第十六條に規定する燈油に該当する揮発油を除く。以下この項及び第十一項において同じ。)を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合においては、当該揮発油については、その者がこの法律の施行の日これを揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キログラムにつき四千八百円の揮発油税を課する。
- 10 前項の場合において、その揮発油税額が四万八千円以下のときは、昭和三十三年四月三十日限り、四万八千円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額四万八千円をこえるとき
昭和三十三年四月及び五月

税額九万六千円をこえるとき
同年四月から六月まで
税額二十八万八千円をこえるとき
同年四月から七月まで
税額四十八万八千円をこえるとき
同年四月から八月まで

11 第九項に規定する者は、その所持する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第七條第二項中「物品税法第九條の下に、揮発油税法第十七條第一項」を加える。

第八條及び第九條中「物品税の下に、揮発油税」を加える。

14 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第十條第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「引き取る」を「移出し、又は保税地域から引き取る」に改め、同

条第二項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「読み替へる」を「所轄税務署長」とするの、は、「所轄税務署長又は所轄税関長」と読み替へる」に改める。

第十一條第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に改める。

15 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第十二條第三項中「揮発油税法第五條」を「揮発油税法第十二條」に改める。

16 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第四條第二項中「揮発油税法第五條」を「揮発油税法第十二條」に改める。

第五條第一項中「又は引取」及び「又は引取人」を削り、同條第二項中「物品税法」の下に「又は揮発油税法」を加え、同項中「同法第十條第一項」を「物品税法第十條第一項又は揮発油税法第十二條第一項」

に改め、同項中「物品税」の下に「又は揮発油税」を加える。

17 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

18 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。
第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第二條第二項中「同法第十五條(揮発油とみなす場合)」を「同法第六條(揮発油等とみなす場合)」に改める。

19 租税特別措置法(昭和三十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第二條第三項第三号中「規定する揮発油」の下に「(同法第六條の規定により揮発油とみなされる物を含む。)」を加える。

第八十九條及び第九十條を次のように改める。
(石油化学原料として消費される揮発油の免税)
第八十九條 エチレンその他の政

令で定める化学製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五條の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、大蔵省令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長の承認を受けて揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税を免除する。

2 前項に規定する製品(揮発油を原料とするものに限る。以下この項において同じ)の製造者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、同項に規定する製品の製造場が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなして、揮発油税法を適用する。

3 税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取締必要があることを認めるときは、その承認に係る揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれその他の揮発油及び製品と区別して貯蔵すべきこと並びに大蔵省令で定めるところにより同項に規定する製品の製造、貯蔵若しくは販売に関する事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができ、
(航空機の燃料用揮発油等の免税)
第九十條 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に、次に掲げる用途に供する揮発油のうち、その用途に

令で定める規格を有するもので、大蔵省令で定めるところによりその製造場(保税地域に該当するものを除く。以下この条において同じ)の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、当該移出又は引取に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2 揮発油税法第十四條第六項の規定は、前項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油で、大蔵省令で定めるところにより、税務署長又は税関長が指定した期限内に同項各号の用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて準用する。この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油を移出し、又は引き取つた者から地方道路税をあわせて徴収する。

3 第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供しようとした者が、当該揮発油を当該用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなし、その者を揮発油の製造者とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用

令で定める化学製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五條の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、大蔵省令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長の承認を受けて揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税を免除する。

2 前項に規定する製品(揮発油を原料とするものに限る。以下この項において同じ)の製造者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、同項に規定する製品の製造場が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなして、揮発油税法を適用する。

3 税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取締必要があることを認めるときは、その承認に係る揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれその他の揮発油及び製品と区別して貯蔵すべきこと並びに大蔵省令で定めるところにより同項に規定する製品の製造、貯蔵若しくは販売に関する事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができ、
(航空機の燃料用揮発油等の免税)
第九十條 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に、次に掲げる用途に供する揮発油のうち、その用途に

令で定める規格を有するもので、大蔵省令で定めるところによりその製造場(保税地域に該当するものを除く。以下この条において同じ)の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、当該移出又は引取に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2 揮発油税法第十四條第六項の規定は、前項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油で、大蔵省令で定めるところにより、税務署長又は税関長が指定した期限内に同項各号の用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて準用する。この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油を移出し、又は引き取つた者から地方道路税をあわせて徴収する。

3 第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供しようとした者が、当該揮発油を当該用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなし、その者を揮発油の製造者とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用

四 運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、地方道路税に関する調査について必要がある場合には、揮発油の製造者又は販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に關しては、第五條第一項又は第二項の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十五条第一項第一号中「行為に
よつて地方道路税を免かれた者」を
「行為により地方道路税を免かれ、又
は免かれようとした者」に改め、同
項第二号を次のように改め、同項第
三号及び第四号を削る。

二 偽りその他不正の行為により
 第九条第一項の規定による還付
 を受け、又は受けようとした
 者

第十五条第二項中「相當する金額」の下に「又は還付金に相當する金額」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 揮発油の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該地方道路税に係る揮発油が既

にその揮発油の製造場から移出されてゐるとき（揮発油税法第五条第一項の規定の適用がある場合には、当該地方道路税に係る揮発油が既にその揮発油の製造場において消費されてゐるとき）は、直ちにその地方道路税を徴収する。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 第十四条の二第三項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第十六条中「前条」を「第十五条第

一項」に改める。
第十七条中「第十五条」を「第十五条第一項又は第十五条の二」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又

3 改正前の地方道路税法以下「旧法」という。）第五条第二項の規定

の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る地方道路税の徴収並びに当該揮発油の消費及び譲渡に係る地方道路税の徴収については、

次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

4 揮発油税法(昭和三十三年法律
第 一 号) 附則第六項の規定の適用を受ける揮発油について、前項においてその例によるものとされる旧法第五条第三項の規定又は揮発油税法附則第六項第三号に規定する法律の規定により地方道路税の徴徴が行われる場合における地方道路税の徴収については、改正後の地方道路税法(以下「新法」

という。第四条の規定を適用する。

5 揮発油税法附則第九項の規定の適用を受ける揮発油には、当該揮

発油に係る揮発油税額の三十八分の
 十五の十七に相当する税額の地方道路
 税を課し、当該地方道路税の税額
 を、同項に規定する揮発油の製造
 者又は販売業者から、同法附則第
 十項に規定する区分により徴収さ
 れる揮発油税額にあわせて徴収す
 る。

6 前項の規定による地方道路税に
ついては、新法第七条第二項及び
第十條から第十三條まで中「百八
十分の三十五」とあるのは、「六
十五分の三十七」とするのは、五

十三分の十五、百八十三分の百四十五分の十七」と、「百九十五分の十八、五十三分の百五十八」とあるのは、「六十五分の三十八」

の四十八」と、それぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

9 日本国とアメリカ合衆国との間

の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を改正する

うに改正する。

第十二条第三項中「揮発油税法第十二条並びに地方道路税法第五條」を「並びに揮発油税法第十二條」に改める。

の相互防衛援助協定の実施に伴う
関税法等の臨時特例に関する法律
(昭和二十九年法律第百十二号)の
一部を次のように改正する。

第四条第二項中、「揮発油税法第十二条及び地方道路税法第五條」を「及び揮発油税法第十二條」

第五條第二項中「揮発油稅法」の下に「及び地方道路稅法」を、「揮発油稅」の下に「及び地方道路稅」を

11 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「地方道路稅法
第九條第二項及び」を削る。

12 租稅特別措置法（昭和三十三年
法律第 一 号）の一部を次のよう

に改正する。

第八十九条第一項中「第五条」の下に「及び地方道路税法第五条第一項又は第二項を」、「消費に係る揮発油税」の下に「及び地方道路税を加え、同条第二項中、揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を加える。

第九十條第四項中「第二十六條」の下に「並びに地方道路稅法第十四條の二」を加える。

廣瀬久忠君　ただいま議題となりま
した二つの法律案について、大蔵委員
会における審議の経過並びに結果を御
報告申し上げます。

本案は、道路整備事業の緊急性にか
がみ、その財源を確保する見地か
ります。

揮発油税の税率を引き上げる等、現行法の全文を改正しようとするのであります。

改正内容の大要について申し上げますと、税率を一キロリットルにつき、
 発行の一万一千円から一万四千八百円

引き上げるとともに、従来の引き取課税制度を、他の間接税と同様に移課税制度に改め、また、道路整備事業と直接関連のないエチレン等石油化

学工業の原料用のもの等について免税措置を講ずるため、租税特別措置法の一部を改正することとしております。なお、本案は衆議院において、税率を一キロリットルにつき一千円引き下げの旨の修正議決がなされたものであります。

本案審議につきましては、揮発油税の引き上げ措置が、国民経済に甚大な影響を及ぼす重要な法案でありますから、地方行政、運輸、建設の各委員会と連合審査会を開いて、慎重に審議をいたしましたのであります。

なお、質疑の過程において論議の焦点となりましたのは、揮発油の需給見込量三百九十万キロリットルは、運輸省の最近の積算見込みによる四百二十一万キロリットルと相当の開きが見られ、かつ例年の伸びから見ても、いささか過小のきらいがあるのではないかと。また政府は、両院の運輸委員会の決議を尊重してまでも、あえて増徴を決定するに至ったその理由はどうか。また、道路整備事業と関連の薄い特別失業対策、道路公団補助等、本来の目的にやや沿わない方面に使用することは筋が通らないのではないかと。また、道路利用者が整備による利益を現実を受けるのは、将来のことである。従って今のうちには、むしろ道路公債を発行するか、あるいは何らかの措置を講ずるべきではないかというような意見、また、揮発油税に目的税

的な性格を与えるのは、現状においては、いかがなものであらうかというような点でありました。その他これらの問題に関連して、諸外国の実例、原油の輸入計画、道路整備計画等について、熱心な論議がなされたのであります。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと思ひます。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、揮発油税法の改正理由と同様な趣旨において、税率の引き上げ等、諸規定の整備を行おうとするものであります。おもなる改正点は、現行税率二千円を三千五百円に引き上げること、現行の引き取り課税制度を移出課税制度に改めること、石油化学工業用等の工業用揮発油についても、免税措置を講ずることとしております。なお本案は、衆議院において、税率を一キロリットルにつき二百円引き下げの旨の修正議決がなされたものであります。委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、二案の修正案について諮りましたところ、木内委員より、「施行日をそれぞれ公布の日の翌日とし、これに伴う所要の規定の整備をはかる」旨の修正案が提出され、また、杉山委員より、「揮発油税の税率を一キロリットル当り八百円引き下げて一万四千円に改めるとともに、地

方道路税の税率を一キロリットル当り三百円引き下げて三千二百円に改めるほか、施行日をそれぞれ公布の日の翌日とし、これに伴う所要規定の整備をはかる。なおこの修正措置は、過去三年間の実績に徴してみると、本年度においても、需給見込量は五割程度の伸びが予測されるから、国庫収入には減少を来さない」旨の修正案が提出されました。なお、この修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、政府に対し意見を求めたところ、政府においては、「予算の執行に重大な影響を及ぼし、健全財政を阻害するものであつて、反対である」との意見が述べられました。

次いで二案を一括して討論に入りましたところ、木内委員より、「杉山委員提出の修正案については、税率の改正部分については反対、税率部分を除く部分については賛成する」旨の意見が述べられ、次いで平林委員より、「杉山委員提出の修正案について賛成する」旨の意見が述べられました。二案を一括して採決に入り、まず、両修正案の共通部分を除いた部分、すなわち杉山委員提出の修正案中、税率部分について採決の結果、可否同数となり、委員長は決するところにより可決せられました。次いで両修正案の共通部分について採決の結果、全会一致をもって可決せられ、さらに、修正部分を除く原案について採決の結果、全会

一致をもつて可決せられ、本案を修正可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 討論の通告がございまして、順次発言を許します。木内四郎君。

〔木内四郎君登壇、拍手〕

○木内四郎君 私は、ただいま議題となりました衆議院送付の二案につき、委員長報告の修正案中、税率及び税額に関する部分に對しましては反対であります。その他の修正部分及びこれを除いた衆議院送付案には賛成するものであります。

税率及び税額にかかる修正案の根本といたしましては、歳入予算の基礎となるところの揮発油の消費量の見込みを増加いたしました。これを基礎として税率を引き下げよう、こういう案であります。歳入予算の基礎になつた数字につきまして、確かな根拠もなく増減することは、きわめて危険であり、かつ不健全であると思ひます。特に慎重を要するところのこの歳入予算の見積りに對する態度としては、とるべきものではないと信ずるのであります。この点にかんがみまして、私は想像するものでありますが、衆議院におきまして、税率の引き下げをはかるに當りまして、この消費量の見込み量につきましては手を触れることがなかつたのであります。しかるに、良

識の府であるところのわが参議院におきまして、これに手をつけるということは、決して私は賛成することができないのであります。ことに、この歳入見積りは、やや過大ではないかということ、予算委員会その他において言つてこられたところの諸君からして、この消費見込み量を水増ししまして、それを基礎にして歳入をはかり、歳入の計算をし、かつ税率の引き下げをはかるというよりなことは、決して私どもは同意することはできないのであります。

さらに、この修正案の具体的内容について見ますと、具体的内容につきましても、非常にこの計算に誤りがあるものであります。まず一つ、二つあげてみますと、この予算に對するところの課税消費量の実績は、二十九年におきましては一九・三％、三十年におきましては八・二％、三十二年におきましては六・二％、だんだんこれが下つてきておるのであります。歳入見積りがだんだん適実になつてきました。そしてこの予算に對するところの実績というものは、だんだん下つてきておるのであります。しかるにもかかわらず、昨年度におきましては六・二％くらいであります。のに、これを一割もあるだろうということを見込みまして、そうしてその半分をやらば安全である、こういう計算の仕方は、非常に不健全であり、

私どもは決してこれに賛意を表するわけには参らないのであります。

それからさらに、この前年度の課税実績に対する予算の見積りについて見ましても、二十九年度におきましては前年度に對しまして一〇〇・八％、三十年度におきましては一〇五・四％、三十一年度におきましては一〇九・四％、こういう状態であるにもかかわらず、諸般の情勢を考えまして、三十二年度におきましては二一・四％という大幅の増額を見込んでおるのであります。しかるにもかかわらず、これに對してさらに、先ほど私が申しましたような、この根拠のない間違つた計算によるところの一割の半分加えて、そうして二六・四％、こういうものを見込もうとするのは、わが参議院としては決してとるべき態度ではないと思うのであります。

また、この消費量増加を見込んでおるといふことでありますけれども、これに対しては外貨予算の裏づけはありません。今日、外貨予算がすでにきまつておるのでありますが、相当大幅にこれを増額しておるのであります、しかも、なおかつ、これに対する裏づけはないのであります。

さらにまた、先ほど委員長が触れられましたところの運輸省の出したところの数字、四百二十一万キロットル云々というところでありますけれども、これは著しく水増しをした数字である

のでありまして、昨年の十一月運輸省から提出されましたところの三十五年

度までの見込み額におきましても、この自動車の増加の見込み額でありますけれども、これは突如として、これに対してさらに大幅の水増しをいたしまして、三十二万台というような増加台数を見込んでおり、しかも、この一台当りの消費量におきましても、まことに独断的の見方をしておるのでありますして、こういうところの誤まった、あるいは根拠のない数字を基礎として消費見込み量を計算し、これを基礎として税率を引き下げようとするようなことは、きわめて不健全、きわめて危険であり、わが良識の府である参議院としては、とうていこれに対して賛成することはできないのであります。政府におきましても、運輸省におきまして、かつて試算として出しましたこの四百二十一万キロリットルに対してまして、これをいろいろ検討した結果、これはきわめて不適当であるというので、これを採用しなかつたのであります。これに対して、今申し上げましたように、きわめてずさんな、きわめて誤まりの多い計数を基礎として消費増加量を見込みもとするようなことは、私どもは断じて賛成することはできません。

以上をもって終ります。(拍手)

○議長（松野鶴平君）大矢正君。

〔大矢正君登壇、拍手〕

○大矢正君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました揮発油税法案並びに地方道路税法の一部を改正する法律案の委員長報告に基く修正案に対し賛成をいたすものであります。(拍手)

私は大蔵委員の一員といたしましたし、
て、本法律案が、大蔵委員会に付託さ
れまして以来、政府及び与党議員の
良識ある態度により、みずからの手
によって、本法律案中、増徴部分の撤回
もしくは大幅な修正を心から望んで参
りました。(拍手)なぜ私が撤回や大幅
な修正を望んだかと言いますれば、そ
れは岸内閣並びに与党の国民への公約
に照らし、本法律案は、あまりにも逆
行をするものであるからであります。

昨年十二月成立を見た石橋内閣は、国民に対し一千億の渡税を公約したことは周知の事実でありまして、その後、石橋内閣は岸内閣に変わりましたが、公約と施策のすべてはこれを継承するとの立場が表明されたことも、これまた国民のひとしく記憶するところであります。以来、わずかに三カ月しか経過をいたしておらないにもかかわらず、あまりにも激しい公約の変化としておることと私は思うのであります。

去る二十九日、所得税法の一部を改正する法律案を中心とする税三法が議題となりました折に、一千億減税は、

大企業、大資本及び多額所得者のみの擁護するものであり、国民の大部分を

占める低額所得者を潤す減税でないことは、本会議においてわが党代表が明らかにしたところであります。すでにこの点において岸内閣の公約は破れ去つておるのでありまして、その後、国民の声に耳をおおい、数を頼みに押し切つて、その可決を見た鉄道運賃の大幅な引き上げ、さらには現在審議中の揮発油税の増税に至つては、公約無視もなほだしいものがあり、私はその政治的責任を追及すると同時に、以下数点にわたり、揮発油税法の審議を通じ、現内閣の公約違反と政策の誤まりを指摘いたしたいと思つております。(拍手)

その第一は、道路整備計画の実施に
対する政府の基本的な態度であります。今日の道路整備の実態を検討して
みますと、その道路整備は、政府に
よつて行われるのではなく、運輸業者
やタクシー業者、あるいはその他の自
動車を持っている者が道路整備を行
なつてゐると言つても過言ではない状
態になつておるのであります。（拍手）
試みに、昭和二十九年より三十一年
までの国費による道路事業費と、その
中に占める揮発油税の割合を見ますと
と、昭和二十九年年度においては九一・

入%、三十年度において九七・五%と増加の一途をたどり、三十一年度に至つては、驚くなかれ九八・八%が揮

発油税によつてまかなわれておるのであり、国の一般財源は、わずかに一・

二％にすぎないのであります。池田大蔵大臣は、揮発油税の審議を通じ、三十一年度からは一般財源よりの繰り入れがあまり少ないので、三十二年度は十倍に引き上げた」と説明いたしてあります。ところが、十倍に引き上げても、なお一・二％がわずかに八％にしかならないのであります。しかも道路整備五カ年計画が盛り込まれておる道路整備費の財源等に関する臨時措置法が、第十六国会において論議をされた際には、揮発油税に相当する程度の一般財源確保が決議されておるにもかかわらず、何ら実行されておらないことは、私どもの絶対容認できないところであ

ります。(拍手)このように、政府は一方において道路財源を極力抑え、道路整備計画をおくらせておりながら、反面においては、私どもの反対を押し切り、補正予算という口実に隠れ、財政法の合法的脱税行為を行いつつ三百億を産投会計に繰り入れ、百五十億の使用目的不明の金を作り上げておる行為は、まことに言辭道斷と言わなければなりません。(拍手)また政府は、五カ年計画をさらに十カ年計画にすると言っているが、これは五カ年計画が、当初の計画通りに遂行されないで、みずからの政策の誤まりが、五カ年計画の終了時になって、あからさまになるのを隠蔽するために行う手段である

とも思われるものであり、私どものとうてい理解し得ないところであります。

次いで、第二としてあげる点は、政府及び与党の無責任きわまりない態度とその行為であります。先ほども述べましたが、第十六国会において、道路整備費の財源等に関する臨時措置法が審議された際、「五カ年計画は、揮発油税の増徴を見込んでおるのではないのか、また、揮発油税を目的税的なものにするによつて、道路整備計画が拡大されるに従い、揮発油税が増徴されるのではないか」との質問に対し、政府当局は、「五カ年計画等には、揮発油税の増徴は見込んでおらない。これを目的税とするものでもなく、現行税率は高いので、今後この軽減をはかりたい」と答弁をいたしておるのであります。道路整備に關する臨時措置が成立を見てから、すでに三カ年有余を経過し、その間、幾たびか内閣の移りかわりがあつたとは言え、いまだ五カ年計画の実施中であり、この無責任な与党の態度は、何としても私どもの納得できないところであります。このように、みずからの発言と行為に責任を持たない結果は、現役大臣の中に、揮発油税増徴に反対の署名をしておきながら、閣議においては揮発油税の大幅な引き上げに同意し、衆議院においてこの点を指摘されるも、政治家として当然の行為であるかのような態度をと

り、政治に参画する者のすべてが、かような無節操きわまりないものであるかのごとき印象を国民に与えた点は、私どものまことに遺憾とする点であります。(拍手)

さらに、第三点として指摘すること、揮発油税の増徴が与える影響であります。もしこの増徴案が通つた場合は、運賃値上げを呼び起し、鉄道運賃値上げと相俟つて、ますます国民経済に悪影響を与え、バス、タクシー代の値上り、輸送賃増加に伴う諸物価の値上り等の現象を引き起し、低所得者階層の生活を一段と苦しめる結果になることは、火を見るよりも明らかであります。また、私の知る範囲においては、運輸業に働く労働者は、一般産業労働者の労働条件より、かなり劣悪なものであり、特に中小運輸業に働く労働者は、本法に基づく増徴によつて、労働時間の延長、賃金水準の引き下げ等が余儀なくされ、ますますこれら労働者の生活を苦しめることになるばかりか、零細な運輸業者を倒産させ、神武以来の好景氣に、仁徳以来の悪政を行わせる結果となるのであります。

最後に、第四点としてあげること、政府及び与党の委員会の議決を無視する態度であります。参議院運輸委員会、十二月四日次のような決議をいたしております。「最近わが国の産業、経済は発展の一途をたどり、一方輸送力は限度に達し、その発展に支障を与えている現状である。政府におい

ては、これが対策の一環として道路の整備強化を図るため、その財源を揮発油税の大幅増徴に求めんとしているやに聞か、揮発油の大口需要者たる自動車運送事業は、すでに税負担能力の限界に達しておると認められるので、揮発油税の大幅な増徴は自動車運送事業の健全な発達を阻害し、輸送力の増強に支障を及ぼすおそれがある。よつて道路の整備強化には、一般財源にもこれを求め、揮発油税の現行以上の増徴は絶対に避くべきである。右決議す。

以上、以上の決議に対し、当時の伊能運輸政務次官は、「現在におきまして、多種、多額の税がかかつており、大幅な値上げがもし実現をするという際には、自動車交通業界にも重大な影響があらうかと存じまするので、決議の趣旨を体し、慎重に善処する」と旨、念入りの意見書付加されておるのであります。また、衆議院運輸委員会も、同様な決議をしておることは記憶に新たなところであります。与党議員参加の上で、このような議決をしておるにもかかわらず、衆議院において修正されても、なお一挙に四〇%強に達する増税を企図された政府の委員会決議無視の態度を強く指摘いたしたいと思ふのであります。このように、国民の反対をよそに根拠の薄い数字を基礎とし、委員会決議を無視してまで、一般財源より求めるべき道路整備費用を削減することは、自衛隊の予算を初

め、防衛分担金等の再軍備予算を捻出するために、その負担を運輸業者と国民に転嫁せしむるものであり、わが党の最も強く反対をするところであります。(拍手)

以上、私は四点にわたつて、政府の欺瞞的行為を指摘いたしました。政府のみならず、あやまちを改めることに何ら逡巡する必要はないと思ふのであります。三十二年度の予算を初め、健康保険法あるいは三法、鉄道運賃の値上げ等を通じ、国民の信頼がすでに地に落ちた感じのする政府並びに与党ではあります。が、今からでも決しておそくない、すみやかに修正案に賛成をし、せめてこの点だけでも国民の要望にこたえて、その信をつなぎとめ、政府及び与党の面目を施すよう、野党議員ではあるが、心から希望をし、私の修正案賛成の討論を終りたいと思ふのであります。この際、明らかにしておきたいことは、良識ある参議院でありますので、委員会決議による修正案は、当然多数をもつて可決されるものと思ふるのであります。が、万一、修正部分中、特に衆議院送付案に対する税額の修正が否決されるような結果が出ますれば、おのずから私どもの態度が変ることを付加いたしまして、討論を終らせていただきます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 村上義一君。
「村上義一君登壇、拍手」

○村上義一君 私 は 緑風会を代表して、ただいま上程されております揮発油税法案並びに地方道路税法の一部を改正する法律案についての修正案に賛成の討論をせんとするものであります。(拍手)

御承知の通り自動車は、揮発油税、地方道路税、軽油引取税以外に、なお自動車物品税、自動車取得税、自動車税、道路損傷負担金、道路受益者負担金、有料道路使用料等、幾多の賦課金を負担いたしております。現に業者の税負担は、その限界に達しており、本改正案のごとき大幅な増徴は、自動車事業の健全なる発達を阻害し、輸送力の増強に支障を及ぼすものと認めらるるからであります。ゆえに、昨年末、十二月四日に本院の運輸委員会、この理由を明記して、現行税額以上の増徴は絶対に避くべきであるということを全会一致、決議の上に、政府に警告をいたしたのであります。衆議院の運輸委員会もまた、同様の理由によりまして、揮発油税増徴に対しては、絶対反対する旨の、これまた全会一致、決議をしておらるのであります。

なお、日本商工会議所の税制調査会、鮎川道路調査会、産業計画会議、日本自動車会議所等々も、担税力の限界に達しておること、また自動車の発達及び輸送力の増強を阻害するものであるから、現行以上に増税すべから

すという意見を公表いたしておりまして、国会にも政府にも提出しておりまゝするところは、御承知の通りであります。

これに加ふるに、政府は一千億円減税、拡大経済の推進ということとを二大基本方針として、諸般の措置を講じつつあるものであります。が、揮発油税の急激かつ大幅の増税は、前者に対しては、著しく均衡を失し、また経済の拡大については、電力、鉄鋼とともに輸送力がその隘路であると、みずから称しながら、輸送の一半を占める自動車車の発達を阻害する措置をあえて強行するものであるであります。

政府は、阿院の運輸委員会の超党派的意见に耳をかさず、また国民世論を無視して、かつ政府の基本方針に矛盾する大幅な増税案をあえて提出したのであります。従いまして、この揮発油増税につきましましては、厳然たる事由がそこになくはならぬはずであります。が、委員会における審議の過程におきましても、何ら了解し得る説明は与えられなかったものであります。政府の理由とするところは、ひつきより第一に、揮発油税率は、米國を除く諸外國と比較すれば、わが國は低率であるということ、第二に、道路整備によつて、自動車の諸経費は、十年、十五年の長期にわたつて考察すれば、著しく軽減して、自動車事業の受益は、増徴額以上に事業者に

還元されるという二点に尽きるところであるのであります。が、政府は、増税は至当なりとして、三十二年道路整備費五百四十八億円、その中で、一般財政からは、わずかに四十四億円を支出するにとどめて、五百四億円は、もっぱら揮発油税に求めておるのであります。しかし國際間の税率の比較は、その國民所得または國民の消費水準を考慮するにあらずれば、税率の高低を論じ得ないことは当然であります。政府提出の資料によりましても、わが國の揮発油税額を各國の國民所得に比して算出しますれば、現行揮発油税を一〇とした場合に、英國は四九、フランスは八一、西ドイツは六四、米國はわずかに五・三に當るの

であります。わが國は、実に米國の約二十倍の負担をいたしておるのであります。さらに、昭和二十八年、道路整備五カ年計画が策定せられた際、通過しました道路整備費の財源等に關する臨時措置法の審議に當りまして、揮発油税額と一般財政負担額とをほぼ半々、均等ならしめるというように期待されておつたのであります。が、一般財政よりの支弁は漸次減少し、三十二年度は、ただいま申し述べましたごとく、一般財政よりの支出額は、揮発油税額に比べて、その一割にも達しない実情であります。しかも、揮発油税をもつて、五カ年整備計画と全然關係のない道路公園の費用や、ま

た、社会政策を目的とする失業対策費に百二十八億円という巨額を支弁することになっておるのであります。しこりして、かかる処理の結果としまして、五カ年整備計画の過去三カ年間の実績は、わずかに四四%を遂行し得たにすぎないのであることは、まことに遺憾にたえないところであります。また、かりに十五カ年をもつて道路整備が完成するものと仮定しますれば、十六年目以後の自動車事業こそ、完全に利益を享受できるのであります。現在の自動車は、實際において受益者とは言いがたい点があると思つて、適宜上座曲されておると思つてであります。

次に、私は道路整備のきわめて緊要であることを痛感しておるものであります。國民經濟の發展上、福祉増進上また資源の開発上、道路の整備普及は、真に喫緊の重要事であると信ずるのであります。道路の現状と國家國民の要請との間には、今日大なる隔たりがあることは申し上げるまでもありません。この点にかながみまして、道路の整備普及は、交通政策上第一義のものであり、國土開発の根本要件であると信ずるのであります。政府は、現行五カ年整備計画を改訂して、総額一兆七千億円に及ぶ道路整備十カ年計画を策定中であると聞くのであります。が、まことに適切な措置と思つる

であります。しこりして、おそらく第二次十カ年計画をも引き続いて樹立する必要があると信ずるのであります。しかし、その財源獲得方法の確立が、さらに重大事であることは、現行五カ年計画の実績に徴してきわめて明瞭であります。五カ年計画のごとく、その年次の工事費をその年に消費する揮発油、軽油に賦課するというような、いかなる感覚をもつてするならば、計画に限りつぱであります。画餅に終ると考えられるのであります。(拍手)よろしく固定資産償却の觀念に立脚して特別會計を設定し、長期間にわたつて、すべての受益者をして公平に負担償却せしむるような、抜本的な措置を確立せられんことを強く要望するものであります。われわれは、先に本年度の道路費に充當するため、揮発油税五百四十四億円、地方道路税百十四億円、合計六百五十八億六千三百萬円の予算を承認可決いたしました。それでありますから、この金額はぜひ確保せなければなりません。が、しかし、本年度揮発油の總消費量三百九十萬キロリットル中の課税量三百四十一萬五千キロリットルなる数字は、少きに失することとを推測するのであります。政府の消費量想定は安全率が過大であること、過去数年間の実績に徴して明らかであつて、予想量に対する消費量の実績は、二十七年において一割一分二厘増し、二十八年では九分一厘の増

加、二十九年は二割一分の増加、三十一年度においてはまた九分一厘の増加見込みであることを、政府当局も説明しているものであります。しこりして三十年度は、一キロリットル一万五千円の課税率を一万三千円に修正したにかかわらず、その消費量は約一割五分増加しましたために、予定の税収額三百三十二億円を徴収し得たのであります。従つて私は、本修正案の示す五%程度の消費量の増加見込みは、十分確実性があると固く信ずるのであります。従つて、妥當ならざるこの揮発油増徴額を、それだけ減額して、揮発油税を一キロリットル当り一万四千円、地方道路税をキロリットル当り三千二百円に変更修正をすることは、きわめて適切であると信ずるのであります。

以上、今後の抜本的道路整備普及計画の策定と、これに対応する工事費の財源確保に關する抜本的な措置を強く要望すると同時に、本修正案に賛成の意を表する次第であります。(拍手) ○議長(松野平君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより兩案の採決をいたします。まず、兩案に対する委員会修正案のうち、税率及び税額に關する部分全部を問題に供します。

昭和三十三年四月五日 參議院會議録第二十三号 揮発油税法案外一件

表決は、記名投票をもつて行い
す。阿案に対する委員会修正案のう
ち、税率及び税額に關する部分に賛成
の諸君は白色票を、反対の諸君は青色
票を、御登壇の上、御投票を願いま
す。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼
を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) 投票漏れはござ
いません。……投票漏れないと認め
ます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票い
たします。投票を参事に計算させま
す。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報
告いたします。

投票総数 二百一票
白色票 八十五票
青色票 百十六票

よつて、阿案に対する委員会修正案
のうち、税率及び税額に關する部分は
否決せられました。

〔参照〕

賛成者(白色票)

森 八三一君 早川 慎一君
野田 俊作君 中山 福蔵君
竹下 豐次君 村上 義一君

廣瀬 久忠君 島村 軍次君
高良 とみ君 梶原 茂嘉君
加賀山之雄君 奥 むめお君
上林 忠次君 佐藤 尙武君
森田 義衛君 杉山 昌作君
後藤 文夫君 石黒 忠篤君
大矢 正君 森中 守義君
北村 暢君 藤田藤太郎君
相澤 重明君 松永 忠二君
占部 秀男君 森 元治郎君
平林 剛君 岡 三郎君
亀田 得治君 秋山 長造君
久保 等君 柴谷 要君
大和 与一君 近藤 信一君
千葉 信君 戸叶 武君
大倉 精一君 田畑 金光君
吉田 法晴君 中田 吉雄君
松澤 兼人君 河合 義一君
小笠原三三男君 成瀬 幡治君
藤田 進君 島 清君
田中 一君 加藤シヅエ君
赤松 常子君 三木 治朗君
東 隆君 市川 房枝君
野坂 参三君 岩間 正男君
横川 正市君 長谷部ひろ君
竹中 恒夫君 大竹平八郎君
鈴木 壽君 大河原一夫君
伊藤 顯道君 天坊 裕彦君
千田 正君 光村 甚助君
湯山 勇君 加瀬 完君
坂本 昭君 阿部 竹松君
安部 清美君 阿具根 登君
海野 三朗君 矢嶋 三義君

小酒井義男君 永岡 光治君
天田 勝正君 高田なほ子君
片岡 文重君 重盛 壽治君
岡田 宗司君 佐多 忠隆君
曾根 益君 栗山 良夫君
山下 義信君 内村 清次君
山田 節男君
反対者(青色票) 百十六名
大谷 賛雄君 武藤 常介君
川口爲之助君 鹿島守之助君
石井 桂君 松岡 平市君
伊能繁次郎君 堀 末治君
有馬 英二君 苦米地英俊君
近藤 鶴代君 藤野 繁雄君
西川甚五郎君 谷口弥三郎君
新谷寅三郎君 一松 定吉君
本多 市郎君 草葉 隆圓君
仲原 善一君 成田 一郎君
堀本 宜實君 前田佳都男君
松村 秀逸君 手島 榮君
鈴木 万平君 柴田 榮君
塩見 俊二君 大谷藤之助君
大沢 雄一君 重政 庸徳君
白川 一雄君 高橋 衛君
土田国太郎君 斎藤 昇君
雨森 常夫君 永野 禮君
迫水 久常君 三木與吉郎君
田中 啓一君 横川 信夫君
木島 虎蔵君 安井 謙君
関根 久蔵君 野本 品吉君
最上 英子君 岩沢 忠恭君
三浦 義男君 高野 一夫君

宮田 重文君 小柳 牧衛君
木内 四郎君 青山 正一君
植竹 春彦君 石原幹市郎君
黒川 武雄君 重宗 雄三君
苦米地義三君 中山 壽彦君
泉山 三六君 平井 太郎君
小林 英三君 大野木秀次郎君
寺尾 豊君 松平 勇雄君
井村 徳二君 伊能 芳雄君
井上 清一君 小澤久太郎君
西田 信一君 稻浦 鹿蔵君
吉江 勝保君 平島 敏夫君
後藤 義隆君 勝俣 勉君
小西 英雄君 佐藤清一郎君
西岡 ハル君 宮澤 喜一君
吉田 萬次君 横山 フク君
榊原 亨君 青柳 秀夫君
白井 勇君 酒井 利雄君
高橋進太郎君 山本 米治君
大谷 登潤君 寺本 廣作君
劍木 亨弘君 小幡 治和君
上原 正吉君 阿崎 眞一君
古池 信三君 小瀧 彬君
館 哲二君 那 祐一君
西郷吉之助君 小林 武治君
紅露 みつ君 小山邦太郎君
太春武太夫君 石坂 豊一君
下條 康徳君 野村吉三郎君
笹森 順造君 林屋龜次郎君
杉原 荒太君 青木 一男君
木村篤太郎君 津島 壽一君
吉野 信次君 江藤 智君
田中 茂穂君 林田 正治君

中野 文門君 八木 幸吉君
○議長(松野鶴平君) 次に、阿案に対
する委員会修正案の残り全部を問題に
供します。

阿案に対する委員会修正案の残り全
部に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よつて、阿案に対する委員会修正
案の残り全部は可決せられました。
(拍手)

○議長(松野鶴平君) 次に、ただいま
可決せられました修正部分を除いた阿
案全部を問題に供します。

修正部分を除いた阿案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よつて、修正部分を除いた阿案は
可決せられました。

右の結果、阿案は、修正議決せられ
ました。

次会の議事日程は、決定次第公報を
もつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後七時五十二分散会

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 天災による被害農林
漁業者等に対する資金の融通に關
する暫定措置法の一部を改正する
法律案

一、日程第二 開拓融資保証法の一部を改正する法律案
一、日程第三 開拓營業振興臨時措置法案
一、日程第四 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案
一、揮発油稅法案
一、地方道路稅法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議員

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

森 八三一君 宮城タマヨ君
前田 久吉君 早川 慎一君
野田 俊作君 中山 福藏君
竹下 豊次君 村上 義一君
廣瀬 久忠君 大谷 賛雄君
武藤 常介君 川口爲之助君
島村 軍次君 高良 とみ君
北 勝太郎君 鹿島守之助君
石井 桂君 松岡 平市君
伊能繁次郎君 加藤 正人君
梶原 茂嘉君 加賀山之雄君
奥 むめお君 堀 末治君
有馬 英二君 苦米地英俊君
近藤 鶴代君 上林 忠次君
佐藤 尚武君 藤野 繁雄君
西川甚五郎君 谷口弥三郎君
新谷寅三郎君 森田 義衛君
杉山 昌作君 後藤 文夫君
高瀬莊太郎君 石黒 忠寛君
一松 定吉君 本多 市郎君

草葉 隆圓君 仲原 善一君
成田 一郎君 堀本 宜實君
前田佳都男君 松村 秀逸君
手島 榮君 鈴木 万平君
柴田 榮君 堀見 俊二君
大谷藤之助君 大沢 雄一君
重政 庸徳君 白川 一雄君
高橋 衛君 土田国太郎君
斎藤 昇君 雨森 常夫君
永野 護君 迫水 久常君
三木與吉郎君 田中 啓一君
横川 信夫君 木島 虎藏君
安井 謙君 関根 久藏君
野本 品吉君 最上 英子君
岩沢 忠恭君 三浦 義男君
高野 一夫君 宮田 重文君
小柳 牧衛君 木内 四郎君
青山 正一君 植竹 春彦君
石原幹市郎君 黒川 武雄君
重宗 雄三君 苦米地義三君
中山 壽彦君 泉山 三六君
平井 太郎君 小林 英三君
大野木秀次郎君 松平 勇雄君
井村 徳二君 伊能 芳雄君
井上 清一君 小澤久太郎君
西田 信一君 稻浦 鹿蔵君
吉江 勝保君 平島 敏夫君
後藤 義隆君 勝俣 稔君
小西 英雄君 佐藤清一郎君
西岡 ハル君 宮澤 喜一君
吉田 萬次君 横山 フク君
神原 亨君 青柳 秀夫君
白井 勇君 酒井 利雄君

高橋進太郎君 山本 米治君
大谷 豊潤君 寺本 廣作君
劔木 亨弘君 小幡 治和君
上原 正吉君 岡崎 眞一君
古池 信三君 小瀧 彬君
館 哲二君 郡 祐一君
西郷吉之助君 小林 武治君
紅露 みつ君 小山邦太郎君
太春武太夫君 石坂 豊一君
下條 康徳君 野村吉三郎君
笹森 順造君 林屋亀次郎君
杉原 荒太郎君 青木 一男君
太村篤太郎君 津島 壽一君
吉野 信次君 江藤 智君
田中 茂徳君 大矢 正君
林田 正治君 中野 文門君
森中 守義君 北村 暢君
鈴木 強君 藤田藤太郎君
相澤 重明君 松永 忠二君
占部 秀男君 森 元治郎君
平林 剛君 岡 三郎君
亀田 得治君 秋山 長造君
久保 等君 柴谷 要君
大和 与一君 近藤 信一君
千葉 信君 戸叶 武君
大倉 精一君 田畑 金光君
吉田 法晴君 中田 吉雄君
松澤 兼人君 河合 義一君
小笠原三男君 成瀬 幡治君
藤田 進君 島 清君
田中 一君 加藤シヅエ君
赤松 常子君 三木 治朗君
東 隆君 市川 房枝君

入木 幸吉君 野坂 参三君
岩間 正男君 横川 正市君
長谷部ひろ君 竹中 恒雄君
大竹平八郎君 鈴木 壽君
大河原一次君 伊藤 顯道君
天坊 裕彦君 千田 正君
光村 甚助君 湯山 勇君
加瀬 完君 坂本 昭君
阿部 竹松君 安部 清美君
阿具根 登君 海野 三朗君
矢嶋 三義君 小酒井義男君
永岡 光治君 天田 勝正君
高田なほ子君 片岡 文重君
重盛 壽治君 岡田 宗司君
佐多 忠隆君 曾根 益君
栗山 良夫君 山下 義信君
内村 清次君 山田 節男君
國務大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 大久保寛次郎君
國務大臣 田中伊三次君
政府委員 行政管理局 岡部 史郎君
自治庁稅務部長 奥野 誠亮君
大蔵省主稅局長 原 純夫君
農林政務次官 八木 一郎君

參議院會議錄第二十二号中正誤

頁段 行 誤 正
三五七 二 九 重要に 重要な
三〇二 五 一 万余の 一万分の
六 五 十万分 五十万円

昭和三十一年四月五日 参議院會議録第二十三号

四〇六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円 (但し原價紙幣二千円) (郵送料別)
發行所 東京都新宿区市谷本町一五 大蔵省印刷局 電話九段(局番)三三 三三 三三 三三 三三 三三